

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年3月8日（平成28年（行情）諮問第216号）

答申日：平成28年5月18日（平成28年度（行情）答申第59号）

事件名：司法大観（裁判所の部）の不開示決定（行政文書非該当）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「司法大観（裁判所の部）（最新版）」（以下「本件対象文書」という。）につき、行政文書に該当しないとして不開示とした決定は、取り消すべきである。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年12月24日付け法務省秘公第37号により法務大臣（以下「処分庁」及び「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）異議申立書

法務省は、部外非売品である本件文書を当然に取得して保有していると思われるから、異議申立てをする。

##### （2）意見書

ア 異議申立人は、司法大観を発行している一般財団法人法曹会（以下「法曹会」という。）に対し、平成28年3月24日付の依頼状を送付して、同書の「裁判所の部」及び「法務省の部」の最新版の販売を依頼した。

これに対して法曹会は、異議申立人に対し、同月30日、司法大観は部外非売品であるから、一般の人には販売できないと電話で回答した。

そのため、司法大観は、不特定多数の者に販売することを目的として発行されたものであるとはいえない。

イ 仮に司法大観が頒布を目的として相当部数作成された資料である場合、国立国会図書館法25条に基づき、国立国会図書館に納入されているはずである。

しかし、NDL-OPACで検索する限り、平成元年以降、司法大観は国立国会図書館に納入されていない。

ウ よって、司法大観は、法2条2項1号に該当しない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

#### 1 原処分について

異議申立人が平成27年12月2日付けで行った本件対象文書の開示請求に対し、法務大臣（処分庁）は、請求に係る行政文書は作成又は取得しておらず、保有していないことから、法9条2項に基づき、原処分を行った。

#### 2 異議申立人の主張について

異議申立人は、平成27年12月28日付け異議申立書において、「本件不開示決定を取り消すとの決定を求める。」とし、その理由として、「法務省は、部外非売品である本件文書を当然に取得して保有していると思われる」として異議申立てを行っていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

#### 3 司法大観の行政文書該当性について

開示請求のあった司法大観は、法曹会が発行しているものであり、その内容は、裁判所、法務省、検察庁等に在職する法曹関係者（希望者に限る。）の写真及び略歴が掲載され、「裁判所の部」、「法務省の部」が別冊となっているものである。

法2条2項1号の趣旨は、一般に容易に入手・利用が可能なものは、開示請求権制度の対象とする必要がなく、対象とした場合には、図書館代わりの利用等制度の趣旨に合致しない利用が見込まれ、行政機関の事務負担の面からも問題があるが、一般に特定の文書の入手が容易であるかどうかの判別が困難であることから、「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」を典型的に対象文書から除くこととしたものと解される。

本件開示請求の対象とされている司法大観は、法務省本省において保有しており、その奥付部分には部外非売品の表示がなされていることから、発行元である法曹会に対して販売対象の確認を行った。その結果、司法大観の販売対象は明確に定められておらず、法務省以外の行政機関等のほか、一般の者に対しても販売している実績があることを確認したことから、司法大観は、不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものとして、法2条2項1号に該当し、同項に規定する行政文書には該当しないと判断したものである。

#### 4 結論

以上のことから、司法大観は行政文書には該当しないため、請求に係る行政文書を保有していないことを理由とした不開示決定の原処分は妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ① 平成28年3月8日 | 諮問の受理         |
| ② 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月31日     | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ 同年4月25日   | 審議            |
| ⑤ 同年5月16日   | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、「司法大観（裁判所の部）（最新版）」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、請求に係る行政文書は作成又は取得しておらず、保有していないとして、これを不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、本件対象文書が行政文書に該当しないため、請求に係る行政文書を保有していないことを理由とした原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の行政文書該当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の行政文書該当性について

###### （1）諮問庁の説明の要旨

本件開示請求の対象とされている司法大観は、法務省本省において保有しており、その奥付部分には部外非売品の表示がなされていることから、発行元である法曹会に対して販売対象の確認を行った。その結果、司法大観の販売対象は明確に定められておらず、法務省以外の行政機関等のほか、一般の者に対しても販売している実績があることを確認したことから、司法大観は、不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものとして、法2条2項1号に該当し、同項に規定する行政文書には該当しないと判断した。

###### （2）検討

ア 諮問庁は、司法大観は不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものと説明するが、異議申立人は、法曹会から一般の人には販売できないと回答された等と主張していることから、司法大観の販売対象等について、当審査会事務局職員をして改めて諮問庁に確認させたところ、司法大観は、裁判所、法務省及び検察庁の職員並びにそれらの機関のOBである同会の特別会員に販売しており、過去に、警視庁、国税庁、弁護士会、司法記者クラブ、公証人等に販売したことがあるものの、基本的には、一般人、弁護士には販売していないとのことであった。

イ そうすると、司法大観は、「不特定多数の者に販売することを目的

として発行されるもの」とはいえず、法2条2項1号に該当するものとは認められない。

ウ そして、諮問庁の説明によれば、本件開示請求の対象とされている司法大観は法務省本省において保有されているとのことであり、さらに、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、司法大観は、これを必要とする課室に置かれ、当該課室の職員に利用されているとのことである。

エ そうすると、本件対象文書は、法2条2項の行政文書に該当すると認められるから、これにつき改めて開示決定等をすべきである。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、法2条2項に規定する行政文書に該当しないとして不開示とした決定については、本件対象文書は行政文書に該当すると認められるので、これにつき改めて開示決定等をすべきであることから、取り消すべきものと判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史